

こ成基第 222 号
こ成保第 555 号
こ支家第 403 号
こ支障第 362 号
令和 7 年 9 月 30 日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管部（局）長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管部（局）長 殿
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童福祉主管部（局）長

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係告示の整備に関する告示等の公布について（通知）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係告示の整備に関する告示（令和 7 年こども家庭庁告示第 5 号）並びに内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者及び内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準を廃止する告示（令和 7 年こども家庭庁告示第 6 号）が令和 7 年 9 月 30 日に公布され、10 月 1 日より適用されますので通知いたします。

本改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、貴管内の関係施設に対して遅滞なく周知するとともに、各都道府県担当課におかれては、管内市区町村関係課に対して周知し、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係告示の整備に関する告示について

（1）改正の趣旨

改正法において、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正を行った。

改正法の施行に伴い、国立武蔵野学院附属人材育成センター入所等規程（昭和 38 年厚生省告示第 263 号）等について、所要の改正を行ったこと。

（２）改正の概要

①国立武蔵野学院附属人材育成センター入所等規程の一部改正関係

国立武蔵野学院附属人材育成センター入所等規程において、国立武蔵野学院附属人材育成センター養成部の入所資格について定めているところ、当該入所資格の要件として規定している保育士について、地域限定保育士を追加したこと。

②児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者及び児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準の一部改正関係

児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 84 号。以下「改正府令」という。）による改正後の児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 6 条の 54 により、規則第 6 条の 9 及び第 6 条の 11 の 2 第 1 項の規定を、地域限定保育士について準用することを規定しているところ、規則第 6 条の 9 及び第 6 条の 11 の 2 第 1 項のそれぞれに基づき定める以下の告示においても、地域限定保育士への準用規定を設けたこと。

- ・児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者（昭和 63 年厚生省告示第 163 号）
- ・児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成 26 年厚生労働省告示第 172 号）

③児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正関係

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定通所支援、同法第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号に規定する基準該当通所支援及び同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定入所支援に要する費用の額の算定基準に関して、以下の告示で当該算定基準の要件として規定している保育士について、地域限定保育士を追加したこと。

- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）
- ・児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号）

④指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものの一部改正関係

以下の告示において、児童福祉法第 24 条の 26 第 2 項に規定する指定障害児相談

支援について、その提供に当たる者及び同法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援又は同法第7条第2項に規定する障害児入所支援について、その提供の管理を行う者の要件として規定している保育士について、地域限定保育士を追加したこと。

- ・ 指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）
- ・ 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）

⑤こども家庭庁長官が定める施設基準等の一部改正関係

以下の告示において、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準においてこども家庭庁長官が定めることとなっている施設基準や、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準においてこども家庭庁長官が定めることとなっている基準、及び同告示においてこども家庭庁長官が定めることとなっている費用の額の加算基準並びに従業者の員数の基準の要件として規定している保育士について、地域限定保育士を追加したこと。

- ・ こども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）
- ・ こども家庭庁長官が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号）
- ・ こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成24年厚生労働省告示第271号）

⑥特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正関係

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）における用語の定義に用いられている保育士について、地域限定保育士を追加したこと。

その他所要の規定の整備を行ったこと。

（3）適用期日等

告 示 日：令和7年9月30日

適用期日：令和7年10月1日

第2 内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則
第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者及び内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国

家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準を廃止する告示について

(1) 改正の概要

改政府令第4条により、改正法の施行期日（令和7年10月1日）をもって、内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和5年内閣府令第44号）第9条を削除することから、同条を制定根拠とする

- ・内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者（令和5年こども家庭庁告示第7号）
- ・内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準（令和5年こども家庭庁告示第8号）を廃止したこと。

(2) 適用期日等

告 示 日：令和7年9月30日

適用期日：令和7年10月1日

【別紙資料】

- （資料1）児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係告示の整備に関する告示 官報
- （資料2）内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者及び内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準を廃止する告示 官報

本件連絡先

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

電話：03-6861-0031

Mail：seiikukiban.houireil@cfa.go.jp